

令和4年度の国民健康保険税について



【問合わせ】国保年金課 ☎84-0661

国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主の方へ、7月中旬に納税通知書を発送します。

■ 保険税の算出方法 ■

区分	算定の基礎	医療分	支援分	介護分(40~64歳)
①所得割額	前年中の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額×税率	6.0%	1.7%	1.3%
②均等割額	世帯内の加入者1人当たりの税額	25,500円	3,200円	9,100円
③平等割額	1世帯当たりの税額	24,500円	3,000円	6,400円
課税限度額		65万円 (前年度63万円)	20万円 (前年度19万円)	17万円

年税額=医療分(①+②+③)+支援分(①+②+③)+介護分(①+②+③)

■ 基礎控除額 ■

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

- 未就学児の均等割額は2分の1になります。
- 平等割額は、国保から後期高齢者医療制度への移行で国保加入者が1人となる世帯は、5年間平等割額が2分の1となり、そのあとの3年間は4分の3になります。

65歳以上の方の介護保険料について



【問合わせ】高齢介護課 ☎84-0649

65歳以上の方へ「介護保険料のお知らせ」を7月中旬に郵送します。

保険料の納付方法について

介護保険料の納付方法には、年金からの天引きによる「特別徴収」と納付書または口座振替による「普通徴収」があります。納付方法を選択することはできません。

■ 65歳以上の方(第1号被保険者) 令和3年度~令和5年度介護保険料 ■

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方、世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	20,160円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	33,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	47,040円
第4段階	世帯の誰かが市町村民税課税で、かつ、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	55,780円
第5段階(基準額)	世帯の誰かが市町村民税課税で、かつ、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	67,200円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	77,280円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	90,720円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	110,880円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	120,960円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	134,400円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	141,120円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	154,560円

第1、2、3段階の保険料は、公費(国・愛知県・半田市)を投入することにより負担軽減されています。